

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
職員採用募集要項
(令和7年10月1日または11月1日採用)

- 1 募集職種 事務職員
- 2 職務内容 社会福祉関連事業の企画運営、調査研究、研修運営、災害支援、総務、経理、広報など
- 3 採用日 令和7年10月1日または11月1日
- 4 採用予定人数 2名

5 応募資格

- (1) 昭和61年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく高等学校、大学、短期大学、高等専門学校の内いずれかを卒業した者

※長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、上限年齢を定めています。

- (2) 普通自動車1種免許（オートマ限定可）

※令和7年9月30日までに免許取得見込者可

6 受験応募書類等

- (1) 応募に必要な書類

以下の書類を全て揃え、封筒に「採用試験受験申込書在中」と朱書きの上、受付期間内に持参または送付してください。

ア 受験申込書（写真貼付したもの）

イ 受験票（写真貼付したもの）

ウ 返信用封筒（長形3号）1通（第1次試験合否通知送付用）

エ 上記ア、イの様式については、本会ホームページからダウンロードできます。

福岡県社協ホームページアドレス <https://www.fuku-shakyo.jp>

なお、申込書等を郵送で請求する場合は、180円切手を貼付し宛先を明記した返信用封筒（角形2号）を同封して、「職員採用試験受験申込書請求」と朱書きの上、本会あて送付してください。

(2) 応募の際の注意事項

ア 写真は、本人の上半身、脱帽、正面向き、背景のない顔写真で、3カ月以内に撮影したもの。

イ 返信用封筒の表には必ず受験者の郵便番号、住所、氏名を明記し、110円切手を貼ること。

ウ 郵送の場合は、必ず簡易書留扱いで提出すること（受付期間内必着とする）。

エ 持込みの場合は、土・日・祝日を除く平日の9：30から16：30まで受け付けます。

オ 上記書類が不備な場合は受験できない場合がありますのでご注意ください。

カ 受付期間

令和7年8月7日（木）から令和7年9月1日（月）まで

キ 受付確認

上記書類を受理したら、受験申込書記載の電話番号にその旨ご連絡します。

9月2日までにご連絡の無い場合は、下記あてお問い合わせください。

ク 応募・問い合わせ先

〒816-0804

福岡県社会福祉協議会 総務企画部 総務課 田中

福岡県春日市原町3丁目1番地7

福岡県総合福祉センター（クローバープラザ）西棟6階

TEL 092-584-3377 FAX 092-584-3369

7 選考試験

(1) 試験の日時及び会場

試験	試験科目 ・検査	試験日時	試験会場
第1次 試験	・小論文	令和7年9月6日（土） 9：30までに着席（9：15開場） 試験開始時に試験室に入室していない方は、受験できません。 小論文 9：40から10：40まで	福岡県総合福祉センター（クローバープラザ） 西棟5階 セミナールームB
	・集団面接	集団面接 10：50から12：30まで	東棟6階 福祉特1会議室
第2次 試験	個人面接	第1次試験合格者について、令和7年9月14日（日）に実施します（詳細については、第1次試験合格者に通知します）。	福岡県総合福祉センター（クローバープラザ） 東棟6階 福祉特2会議室

(2) 試験の方法及び内容

試験	対象者	試験科目・検査	試験の内容
第1次試験	受験者全員	小論文	テーマに基づく小論文試験
		集団面接	数名ずつの集団面接
第2次試験	第1次試験合格者のみ	面接試験	個人面接

8 合格者の発表

対象者	発表期日（予定）	発表方法
第1次試験受験者	令和7年9月10日（水）	受験者全員に文書で合否を通知します。また、第1次試験の合格者はホームページでも公表します。
第2次試験受験者	発表期日は、第2次試験日にお知らせします。	

9 個人情報の取扱いについて

職員採用に関して収集した個人情報は、これ以外の目的に使用しません。

10 勤務条件

(1) 給料月額（職務経歴に応じて加算します）

高等学校卒	188,000円以上
短期大学・高等専門学校卒	201,000円以上
大学卒	216,800円以上

(2) 賞与

年2回（6月、12月）

(3) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当

(4) 勤務時間

9：00から17：30（うち、休憩60分）

(5) 勤務地

福岡県春日市原町3丁目1番地7

(6) 休暇

週休2日制、有給休暇(採用年度は10日、2年度目から一定の日数を付与)、
特別休暇(リフレッシュ・出産等)、育児・介護休業等(本会規定による)

(7) 社会保険

厚生年金保険、健康保険、労災保険、雇用保険に加入。

(8) 定年

65歳(ただし61歳に達する日の属する年度から嘱託職員)

(9) その他

上記以外は本会規程によります。